

刊行前後の RDA –RDA の適用への道程–

古川 肇

新しい目録規則が刊行されたとき、それが館界に直ちに採用されないことはありがちな現象である。目録が過去の書誌レコードとの連続性を生命とする存在である以上、これは不可避であるといつてよい。例えば、1978年に『英米目録規則 第2版』が刊行された際、米国議会図書館は、即座に適用すれば個人・団体標目の形の変更が甚だしいとして新規規則の適用を1年間延期し、かつ新しい形との差異が一定範囲内に収まる既存形を許容標目 (tolerable heading) と名付けて温存した。

だが、そのような過去の事例と比べても今回のRDAの場合は尋常ではない。既に完成する前から作業の中断を求める勧告を突き付けられ、完成後は早々に適用可能性についてテストされる羽目となった。これはRDAを「予備版」とみなすならば辛うじて納得できる状況であり、このような扱いを受けた目録規則は英語圏の目録史にかつて存在しなかったはずである。

一方で、筆者は、RDAの改訂過程における日本との比較を絶する高く豊富な内容、厚い関与者の層などに感服しながらも、やがてしばしば納得できない思いをもつようになった。時折、首肯しがたい“筋の通らない”出来事が発生するからである。それは現在が未曾有の転換期の最中にあることから来るやむを得ない現象かもしれないが、筆者には米国ひいては英語圏の現況を平常と見ることはできない。

我々は、このような不透明さを含むRDAをめぐる状況をRDAそれ自体とともに、批判的な視座から判断し、一時的な現象に振り回されたり没主体的な直輸入の愚に陥ったりしないように自重しなければならない。

I. 米国RDAテスト調整委員会によるRDAの評価

アメリカ合衆国の議会図書館（以下LC）・国立医学図書館・国立農学図書館が共同で結成した米国RDAテスト調整委員会 (U.S. RDA Test Coordinating Committee 以下「委員会」) による報告および勧告 (Report and Recommendations of the U.S. RDA Test Coordinating Committee 以下「報告」) が、昨2011年6月に公開された¹⁾。テストの目的については後に触れる。

本章の以下全5節のうち、最初と最後の節でこの報告をめぐる状況を述べ、中間の3節で委員会によるRDA評価の内容を伝える。ただし、後者については、評価が特に明確かつ集約して表現されている、と思われる3部分に限定している。したがって、本章は決して報告の包括的な紹介ではなく、例えばテストの手法には言及しない。

1. 報告までの経緯

2007年に、英米加豪4国の国立図書館は、一旦はRDA草案を高く評価しその導入へ向け

て協力関係を構築し、2009年末までにRDAを導入する予定である、と共同で表明した²⁾。

しかるに、これより先、2006年11月にLCが招集した「書誌コントロールの将来に関するワーキング・グループ」(Working Group on the Future of Bibliographic Control)は、2008年初頭に提出した報告書のなかで、RDAに関する作業の一時中止をRDA開発合同運営委員会(以下JSC)に対して、以下のように勧告した³⁾。

3.2.5 RDAに関する作業を中断すること

3.2.5.1 JSC: RDAに関する新たな開発作業を、以下の状況になるまで中止すること。

- a) RDAへの移行のための利用および経営上の論拠が十分に明確化される。
- b) RDAの想定される利点が説得力を持って提示される。
- c) RDAで提案されている規定に関連するFRBRの大規模で包括的なテストが実際の目録データを対象として行われ、その結果が分析される(4.2.1参照)。

この勧告を受けて、冒頭に記した3国立図書館は、同じ2008年にRDAの導入に関する共同宣言を5月1日付けで発表した⁴⁾。これによると、3館はRDAの完成へ向けて協力するものの、完成後にRDAの利用に関する評価を行い、図書館や利用者にとってのメリットと、逼迫している財政状況下での職員再教育や目録作業過程の再構築に要する費用とを分析した上で、RDAを導入するかどうかを決定することとした。実際には、最初の会合はRDA刊行に先立つ2008年6月9日に開かれた。

この間のLCの動きにはわかりにくいものがある。RDAに対するかつての高い評価を事実上、撤回した理由に関して、一国を代表する図書館に見合う説明責任があるのではないだろうか。

2. 目標と達成度

報告の冒頭近くに、RDAに対するいわば総評が掲げられている⁵⁾(タイトルは与えられていない)。委員会の当初の評価基準(criteria for evaluation)は、技術的・操作的・財政的な実現可能性の観点に基づくものであったが⁶⁾、この基準は報告におけるRDAの評価には使用されていない。代わりに採用されたのは、ほかならぬRDA開発合同運営委員会(Joint Steering Committee for Development of RDA 以下「JSC」)自身によるRDAに関する長期目標(Long Term Goals for RDA)である⁷⁾。ところが、報告と長期目標の原文を読み比べると、前者には後者の一部が省略されていることがわかる。しかもこれによって前者の文意が理解しにくくなっている。そこで、以下に省略された部分の和訳を角括弧で補って報告の当該部分を訳す。また達成された項目に○印を、部分的に達成された項目に△印を、全く達成されなかった項目に×印を、評価保留の項目に□印を挿入した。

[(1) RDAの条文を次のように制定する。]

- ・あらゆるタイプの資料と内容について、一貫した柔軟で拡張可能な枠組みを提供している。—— ○目標を達成した。

- ・国際的に確立している原則や標準と互換性がある。—— △目標を部分的に達成した。委員会は、JSC、ISBDのコミュニティ、ISSNのコミュニティとの一層の調整の努力を進めるよう期待する。

- ・主として図書館界で使用可能だが、他のコミュニティでも使用可能である。—— □テストはこの目標を扱わなかった。委員会は、他の図書館コミュニティがRDAの適用を探っているのは認識している。セマンティック・ウェブとダブリン・コアのコミュニティはRDAに基づくアプリケーション・プロファイルを開発中である。

[(2) RDAの条文の適用により作成された記述とアクセスポイントが、次のようである。]

- ・利用者が、自らの情報ニーズにとって適切な資料を、発見、識別、選択、入手することを可能にしている。—— △目標を部分的に達成した。RDAによる書誌レコードに対する利用者のコメントは、新たなエレメントが利用者のニーズに合致しているかどうかについての論評は様々である。テストは、すべての利用者タスクを証明したわけではない。

- ・既存の目録やデータベース中の記述やアクセスポイントと互換性がある。—— △目標を大部分達成した（中略）。アクセスポイントのいくつかの相違を解決するにはコミュニティのインプット（community input）が必要となるであろう。

- ・データの蓄積・伝達に使用されるフォーマット・媒体・システムから独立している。—— ○目標を達成した。

- ・新たに登場しつつあるデータベースの構造に容易に適用できる。—— RDAによるデータは、新しい型のディスプレイを可能とし、他のデータ・ソース（data sources）との一層の統合を可能とするに足る粒度をもつ証拠があるが、テストはこの目標を証明しなかった。

[(3) RDAを次のような資料の記述の標準として開発する。]

- ・オンライン・ツールとしての使用に最適化されている。—— ×目標を達成しなかった。

- ・平易な英語で書かれ、ほかの言語コミュニティでも使用できる。—— ×目標を達成しなかった。

- ・作業ツールとしても研修目的でも容易かつ効率的に使用できる。—— ×目標を達成しなかった。

3. 米国3国立図書館への勧告

勧告の相手先は5方面であるが、本稿では、委員会の当の親機関である米国3国立図書館に対するものと、RDA 開発合同運営委員会（以下JSC）に対するもののみを紹介する（ほかは、アメリカ図書館協会出版局（ALA Publishing）、米国議会図書館共同目録プログラム（Program for Cooperative Cataloging）などのコミュニティ、ベンダー業界）。

委員会は、まず3国立図書館に対して、期限付き（2011年7月1日が起点）で下記の9項目の作業や活動が十分進展あるいは完了することを条件に、2013年1月以降にRDAを適用す

べきである、と勧告した⁸⁾。

- RDAの規定を明確であいまいでない平易な英語で書き直すこと。——18か月以内に。
- オンライン環境でのRDAの更新のための工程を定めること。—— 3か月以内に。
- RDAツールキットの機能を改善すること。—— 3か月以内に。
- MARCなどのエンコーディング・スキーマにおける、RDAの詳細な例示集を作成すること。—— 6か月以内に。
- RDAのエレメント・セットと語彙の登録の完成を広報すること。登録簿 (registry) がよく記述され、RDAの規定と同期性がとれていることを確保すること。—— 6か月以内に。
- MARCの代替に向けて信頼に足る進捗を示すこと。—— 18-24か月以内に。
- コミュニティの参加を確保し促進すること。—— 12か月以内に。
- RDAの研修を主導し調整すること。—— 18か月以内に。
- RDAのエレメント・セット (関連を含む) を用いた入力・検索システムのプロトタイプデモを募ること。—— 18か月以内に。

4. JSCへの勧告

次いで委員会は、JSCに対して一部作業期限付きの勧告を行った⁹⁾。この勧告は「RDAの内容」、「RDA更新の工程」、「RDAツールキットの向上」の3部分に分かれる。ここでは第一の部分に限定して見てゆくが、さらにこの前半 (第a項から第d項まで) は内容の改変を伴わない本文のリライトの問題などを扱っていて¹⁰⁾、結局RDAの内容自身に関する項目は後半 (第e項から第g項) に限られる。小論ではこの部分に絞って紹介する (どの項目にも作業期限は設定されていない)。

まず当部分の訳を掲げるが、計12点から成る最後の「g. 特殊なトピック (Specific topics)」については、12点の順序を入れ替え幾つかのグループに括って列挙する (原文の順序をも表示)。ただし、これらは簡略にしか問題点の内容を記してないため筆者には難解で、止むを得ず原文を併記した項目もある。

- e. 著作・表現形・体現形・個別資料の間の境界を明確にすること。
- f. 目録対象資料の様々な刊行形態の相違を明確にすること。(Clarify differences in cataloging resources with different modes of issuance.)
- g. 特殊なトピック

①記述に関するトピック

RDA 2.7-2.10の制作表示 (production statement)、出版表示 (publication s.)、頒布表示 (distribution s.)、製作表示 (manufacture s.) に関する規定を明確にすること。またこれらのエレメントの経時的な変化は注記ではなく、記録の反復を許容すること。[原文 vi]

②表現形に関するトピック

- ・表現形に適用するエレメントの識別を明確にすること。 [原文 ii]
- ・特定の表現形を識別する必要性を討議し、表現形のカテゴリー（例えば同一言語の翻訳）に対する、識別できない典拠形アクセスポイントの可能性を考慮すること。（Discuss the need for identifying specific expressions and consider the possibility of an undifferentiated authorized access point for categories of expressions (e.g., for translations in the same language).) [原文 iii]

③典拠形アクセスポイントに関するトピック

- ・第6、9-11章に関して、諸エレメントが典拠形アクセスポイントに含まれるか否かを識別すること。 [原文 viii]
- ・個人の活動分野 (9.15) と職業 (9.16) との区別を明確にするか、両エレメントを統合すること。そしてこれらのエレメントまたは統合されたエレメントの統制語彙を識別すること。(MARC 372 と374) [原文 i]
- ・団体と結びついた場所に対する典拠形アクセスポイント (11.13) の使用の要求を考慮し、この情報の機械的操作を一層許容すること。(Consider requiring the use of authorized access points for place associated with the corporate body (RDA 11.13) to allow more machine manipulation of this information.) [原文 x]
- ・会議に対する典拠形アクセスポイントに関する規定を改訂し、会議刊行物が逐次刊行物として記録される場合の要件を明確にすること。 [原文 iv]

④関連に関するトピック

- ・複数のFRBR第1グループの実体に対する属性をもつ書誌レコードを、依然として使用する適用の筋書きに関する第17章の使用法を明確にすること。(Clarify the use of RDA ch. 17 in implementation scenarios that still use bibliographic records with attributes for multiple FRBR Group 1 entities.) [原文 v]
- ・19.2, 19.3, 20.2, 21.2-21.6, 22.2-22.4 を、資料と結びついた個人・家族・団体に対する典拠形アクセスポイントの創出に関する規定へリンクづけること。 [原文 ix]

⑤特殊資料に関するトピック

- ・地図資料と結びついた個人・家族・団体に対する適切な関連指示子に関して、地図資料のコミュニティと作業すること。 [原文 xii]
- ・様々な特殊なコミュニティ（例えば、動画、音楽、貴重な資料、逐次刊行物）と作業して、規定を改訂し追加すること。 [原文 vii]

⑥その他のトピック

- ・内容注記の使用とこの種の注記に含まれる情報（例えば演奏・演技者名の使用）に関する規定を追加すること。 [原文 xi]

以上である。JSC自らは、特殊なトピックを次のように4区分している（各トピックがどの区分に属するかまでは明らかにしていない）。即ち、速やかに追求するもの (Issues suitable

for fast tracking)、訓練を通して取り組むもの、2011年11月のJSCの会合(後述)で討議するもの、将来検討するもの(Issues for which proposals are invited for future discussion) 11)。

なお、記録の反復(g①)、および個人の活動分野(9.15)と職業(9.16)の区別(g③2番目)については後述を参照。

5. 報告後の3米国国立図書館のRDA適用方針

報告を受けての3米国国立図書館の反応は次のようであった。「RDAの適用は短期的に発生する不安やコストに見合うだけの長期的な価値があると信じる。適用が遅れることは、直ちに広い情報コミュニティとの効果的な関係の実現が遅れることを意味する。12)」長期的にはRDAの早めの適用が得策であると判断したわけである。しかし2013年1月という適用開始までRDAの手直しに残された時間は少ないのに課題は多い。間に合うか否か不安が残る。

II. JSC自身による改訂への再出発

1. 定例会議の再開

JSCは上記までの範囲に限れば受動的な立場にあるが、それにとどまらず2009年3月以来休会だった定例会議を2011年11月に再開し、自身もRDAの改訂作業に乗り出した13-14)。

以下、議題のうち重要と考えられる6項目を取り上げる。

1) FRBR第3グループに関わる章

Functional Requirements for Subject Authority Data (FRSAD) が、2010年6月に刊行されたのを待ち受け、LCの討議資料15)を元に、未完である第12-16, 23, 33-37章の審議を開始した。今後はさらに同館が討議資料を再提出し、継続審議する。

討議資料は次のようなやや大方の意表を突く内容を含んでいる。即ち、FRBRの概念・物・出来事・場所の4実体に「時間」を加える、体现形および個別資料に対する典拠形アクセスポイントの規定を設ける、会議を団体から出来事へ移す、第1グループとの関連を著作のみに限定しようとは望まない、等々。委員会は、今後第3グループに属する実体を、主題の枠に拘泥しないで吟味する方向を採ると見受けられる。

2) 冒頭の冠詞

JSCに新たに加わったドイツ国立図書館の委員の提案により省略しないこととし、現規定は別法に回された 16)。英語圏以外の目録作成機関からの発議で改訂されるというような事態は、旧規則下では想像できなかったことである。それはともかく、この改訂の及ぶ範囲は、*The Invisible Man*(6.2.1.7)のような著作に対する優先タイトル、*A Physician*(9.2.2.25)や *The Author of Honesty the best policy*(9.2.2.26)のような個人に対する優先人名、および *The Library Association*(11.2.2.8)のような団体に対する優先団体名とされている。しかし、このほかに *Hemingway, Ernest, 1899–1961. Sun also rises*(6.27.1.2) のような、著作に対する典拠形アクセスポイントも影響を受ける。

3) 個人の活動分野 (9.15) と職業 (9.16) との区別 (第 I 章第 4 節を参照)

JSCは、双方のエレメントを維持し各々の範囲を明確に区別する旨を承認した。

4) 著者 (creator) とみなす団体の追加

著者 (creator) とみなす団体に関する規定 (19.2.1.1.1) に関して、催しもの (event) の集団的活動を報告した著作における、催しものの例として、従来の展覧会、博覧会、祝祭に公聴会 (hearing) を加えた。

また団体を著者とみなす著作として、団体として行動する2人以上の芸術家によるタイトルを有する個別の芸術作品 (named individual works of art by two or more artists acting as a corporate body) を加えた¹⁷⁾。

5) ISBD統合版との調整

JSCは会議日程の一部を、ISBD Review GroupとISSN Networkの間でのharmonizationに関する合同会議に当て、以下のことを申し合わせた。即ち、ISBD統合版に合わせるためのRDA付録Dの更新、RDAとISBDの語彙およびエレメント・セットのマッピング、ISBDのエリア0とRDAのキャリア種別・内容種別のマッピング。

JSCの次回の会合は、約1年の間隔を置き2012年12月に開催される予定とのことである¹⁸⁾。LC等によるRDAの適用開始のタイム・リミットである2013年1月の直前に当たる。

2. 刊行後に持ち越した課題

実は、RDA策定作業中に関連諸機関から提案されながら解決できず、RDA刊行後に持ち越した多くの課題がある。JSCはその一覧を2010年8月28日に公表している¹⁹⁾。これについては詳論が展開され始めたので²⁰⁾ここでは触れない。なお、第 I 章第 4 節に挙げた、経時的な変化について注記ではなく記録の反復を許容する点は、既にこの持ち越した課題に含まれている。

III. RDAへの影響が予想されるIFLA目録分科会の文書

1. 国際目録原則覚書

筆者は、先に「国際目録原則覚書」のある綻びに触れた²¹⁾。即ち、見出しに「著作／表現形の名称の形」(6.3.4.4.)とありながら、その下の一文には「著作、表現形、表現形または個別資料に対する典拠形アクセスポイントは(後略)」とあって、見出しにない「表現形または個別資料に対する典拠形アクセスポイント」が含まれている、という点である。そして見出しが誤りで本文が正しいと主張し、さらにRDAには表現形および個別資料に対する典拠形アクセスポイントに関する規定がないが、目録規則には、FRBR第一グループの4実体のすべてについて、典拠形アクセスポイントに関する規定と記述に関する規定が、どのような構成や比率であれ、存在することが求められる、と論じた。既述のLCの討議資料だけから、RDAはこの方向へ向かっていると見るのは早計であろうか。早計ではなく表現形・個別資料に対する典拠形アクセスポイントに関する規定が、補われることを望んでいる。

2. FRBRの集成的実体に関するワーキング・グループ (FRBR Working Group on Aggregates) の最終報告

IFLA内に2005年に結成が承認され、翌年から年次大会ごとに会合を重ねてきた標記のワーキング・グループが、2011年9月12日付けで最終報告を発表した²²⁾。

当グループは、FRBR Review Groupなどが、『書誌レコードの機能要件』中の集成的実体(合集、選集など。原文では aggregate entity、一般には aggregates)に関する部分である「3.3 集成的実体および構成的実体²³⁾」に関して、ここが簡略過ぎるため FRBR モデルを適用するのに困難であると指摘したのを契機に、この部分を展開することを使命として発足したものである。ただし、当グループは完全には意見を集約することができず、多数意見を本文に掲載し、少数意見を付録として収録している。その上で、『書誌レコードの機能要件』3.3の本文の書き換え案を提示している。

ここはこの報告を詳説する場ではないので、多数意見のみを要約すると、まず集成的実体を「複数の異なる表現形を具体化した体现形²⁴⁾」と定義する(ほかに FRBR モデル内の実体相互の様々な結合が生じ得ることを否定しているのではない)。そして、集成的実体の顕著なタイプとして、(1)表現形の合集である集成的実体、(2)原文への解説・注釈などの増補による集成的実体、(3)表現形の異なる言語によるテキストが並列した集成的実体を挙げている。さらに、例示として、両面に各1曲を収録した音盤、多数執筆者による FRBR の入門書、解説・年表・文献案内・注釈を含む英国18世紀の一小説、電機メーカーによる DVD プレーヤーの英文・仏文併記のマニュアルを取り上げている。

合集に関して旧来の目録規則の枠を抜け出せず新味を打ち出せなかった RDA は、この最終報告によって今後どのように改変されるのだろうか²⁵⁾。ただし、報告をめぐって RDA に関するメーリング・リストの RDA-L で、多くの議論が交わされたことから明らかなように、集成的実体については容易に見解の一致が得られそうもないのが現状である。なお、RDA の用語集には目下のところ“aggregate”は含まれていない。

ちなみに、RDA において、異なる個人・家族・団体による諸著作の編纂資料(compilation)に関する規定である 6.27.1.4 と、creator の範囲に関する規定である 19.2.1.1 の間に齟齬があるので、ついでに指摘しておく。即ち、前者では『英米目録規則 第2版』と同じく編纂者を著作に責任を有する存在と認めていないのに、後者では条件付きで認めている。

以上、刊行前後の RDA をめぐる状況を概観した。筆者としては、自身がかつて行った RDA に対する批判²⁶⁾の行方に関心の中心を置きつつ、RDA の適用への道程を注視したい。それらの中の最大の批判点については、本誌本号における掲載へ向けて別に投稿した。

最後に、第1章第2節・第3節中の訳文については、日本図書館研究会研究大会(本年2月19日)における、和中幹雄氏(大阪学院大学)を発表者とする同会情報組織化研究グループによるグループ研究発表の、次の予稿集原稿を参考にさせていただきました。ここに謝意を表します。

「書誌コントロールの新たなフレームワークに向けた課題整理—JAPAN/MARC 頒布開始から30年が経過して—」2012. p.6-7

<<http://www.tezuka-gu.ac.jp/public/seiken/meeting/2012/wanaka201202.pdf>>

注（最新アクセス日：2012-2-28）

- 1) Report and Recommendations of the U.S. RDA Test Coordinating Committee. 9 May 2011, revised for public release 20 June 2011. 192p. <<http://www.loc.gov/bibliographic-future/rda/rdatesting-finalreport-20june2011.pdf>>
なお、次の記事がある。「米国議会図書館（LC）等によるRDAテストの結果が公表される」『カレントアウェアネス-E』no.196（2011.7.7）<<http://current.ndl.go.jp/e1191>>
- 2) The British Library, Library and Archives Canada, the Library of Congress and the National Library of Australia to Work together on Implementation of RDA: Resource Description and Access. 2007. 注1)の文献に付録Bとして収録（p.115-116）。
- 3) On the Record: Report of The Library of Congress Working Group on the Future of Bibliographic Control. 2008. 49p. <<http://www.loc.gov/bibliographic-future/news/lcwg-ontherecord-jan08-final.pdf>>
[邦訳：国立国会図書館収集書誌部 2009年6月 <http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/pdf/ontherecord_jp.pdf>]
引用は邦訳の39-40ページ。
- 4) Joint Statement of the Library of Congress, the National Library of Medicine, and the National Agricultural Library on *Resource Description and Access*. 2008. 3p. 注1)の文献に付録Aとして収録（p.112-114）。
<http://www.loc.gov/bibliographic-future/news/RDA_Letter_050108.pdf>
- 5) 前掲1) p.1-2
- 6) 前掲1) p.26
- 7) Strategic Plan for RDA, 2005-2009. 2007. <<http://www.rda-jsc.org/stratplan.html>>
- 8) 前掲1) p.13-14
- 9) 前掲1) p.15-16
- 10) ちなみに、委員会はJSCにまずRDA第6、9-11、17章の5章をリライトするようガイダンスし、RDAの進行を管理するRDA Committee of Principalsは、この範囲を2012年6月までに完成することを予定している。
(Summary of Progress on US RDA Test Recommendations to JSC. 2011.
<<http://www.rda-jsc.org/summaryprog.html>>)
- 11) Summary of Progress on US RDA Test Recommendations to JSC. 2011.
<<http://www.rda-jsc.org/summaryprog.html>>
- 12) Response of the Library of Congress, the National Agricultural Library, and the National Library of Medicine to the RDA Test Coordinating Committee June 13, 2011. 3p.
<<http://www.loc.gov/bibliographic-future/rda/rda-execstatement-13june11.pdf>>
- 13) Attig, John. Report on the JSC meeting, Glasgow, Scotland, November 1-4, 2011. 2011. 9p.
<<http://www.libraries.psu.edu/tas/jca/ccda/docs/jsc1111.pdf>>
- 14) JSC. Outcomes of the Meeting of the Joint Steering Committee Held in Glasgow, Scotland, 1-4 November 2011. 2012. <<http://www.rda-jsc.org/1111out.html>>
- 15) LC. Chapters 12-16, 23, 33-37 (Group 3 Entities and “Subject”). 2011. 14p.
<<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-LC-rep-3.pdf>>
- 16) Deutsche Nationalbibliothek. Proposed Revision of Initial Articles. 2011. 17p.
<<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-Chair-3-rev.pdf>>

- 17) LC. Additions to RDA 19.2.1.1.1 (Corporate Bodies Considered to be Creators). 2011. 4p.
<<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-LC-6-rev.pdf>>
- 18)前掲13) p.9
- 19) JSC. Issues deferred until after the first release of RDA. 2009. 35p. <<http://www.rda-jsc.org/docs/5sec6rev.pdf>>
- 20)和中幹雄:「決定をRDA刊行後に持ち越した課題」から見るRDAの方向性(1)「転記の原則」をめぐって
『資料組織化研究-e』 61(2011) p.10-30.
<<http://ojs.info.gssc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/viewFile/65/103>>
- 21)古川肇: 体現形・個別資料に対する典拠形アクセスポイントはなぜ必要か 『資料組織化研究-e』
61(2011) p.31-34 <<http://ojs.info.gssc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/viewFile/68/106>>
- 22)IFLA. Working Group on Aggregates. Final Report of the Working Group on Aggregates. 20p. 2011.
<<http://www.ifla.org/files/cataloguing/frbragg/AggregatesFinalReport.pdf>> なお、IFLAにおいてFRBR概念モデル群の統合版の作成が進行中であることが、この報告によって知られる。
- 23) IFLA 書誌レコード機能要件研究グループ『書誌レコードの機能要件』和中幹雄ほか訳 東京 日本図書館協会 2004 34-35 ページ
- 24) 前掲22) p.3
- 25)筆者による旧論の下記の部分における「collectionも消えている。」という箇所は誤りにつき、削除する。
「6.27.1.4 (異なる個人・家族・団体による諸著作の編纂資料)における“compilations”とは、例示を通覧するとAACR2 21.7での合集 (collection) と編者の指揮のもとに作成された著作 (works produced under editorial direction) とを統合した用語ではないか、と推測される。ただし用語集には見当たらずcollectionも消えている。」(古川肇: 書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則の成立: RDAの完成『資料組織化研究-e』 59, 2010.12. p.26) <<http://ojs.info.gssc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/viewFile/37/75>>
- 26)古川肇: RDAの評価 『資料組織化研究-e』 60(2011) p.1-9
<<http://ojs.info.gssc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/viewFile/57/95>>

付記

かつて「AACR2まで存在し続けた索引が廃止された。」と報じたが(「書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則の成立: RDAの完成」『資料組織化研究-e』 59, 2010.12. p.14)、その後入手したルーズリーフ版には付されていた。

(ふるかわ はじめ 近畿大学)

(2012年2月29日受理)